

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	明石市 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和7年7月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務において利用する。 ①精神障害者保健福祉手帳の申請受付、進達、交付 ②居住地の変更届の受理 ③手帳の返還受付 ④手帳所持者台帳の整備
③システムの名称	ふれあい(障害者福祉システム)、共通宛名システム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番22 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会にかかる根拠> なし <情報提供にかかる根拠> なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活支援室障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686明石市中崎1丁目5-1 Tel 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市福祉局生活支援室障害福祉課 〒673-8686明石市中崎1丁目5-1 Tel 078-918-1344
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請受理後、書類は規定場所に保管し、決裁後に確実の簿冊に綴じている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からの申請があったときのみ、特定個人情報を入手する。入力項目を限定していることから、不要な情報を入手することはない。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	〈情報提供にかかる根拠〉 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号二、20条第1号ロ、22条第1号ロ、第6号～10号、28条第1号ロ、第2～10号、29条第2号、31条第4号ロ、42条第2号、53条第1号ロ	〈情報照会にかかる法令根拠〉 なし 〈情報提供にかかる法令根拠〉 なし	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部障害福祉課	福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	瀧 浩人	中田 章雄	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター	明石市政策局市民相談室行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市福祉部障害福祉課	明石市福祉局生活支援室障害福祉課	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	中田 章雄	室長兼課長	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	接続しない(入手・提供)	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	ふれあい(障害者福祉システム)、共通宛名システム、中間サーバー、統合宛名システム	ふれあい(障害者福祉システム)、共通宛名システム、共通基盤システム	事前	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	精神障害者保健福祉手帳交付台帳ファイル	精神障害者保健福祉手帳ファイル	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しいき値判断項目 2対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和3年5月10日	II しいき値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	システム再構築に伴う評価の再実施
令和6年8月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の14の項・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第14条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の項番22・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第14条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和7年7月16日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である 判断の根拠:申請受理後、書類は規定場所に保管し、決裁後に確実の簿冊に綴じている。	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月16日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 十分である 判断の根拠: 本人からの申請があったときのみ、特定個人情報を入手する。入力項目を限定していることから、不要な情報を入手することはない。	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)